

〔事案 25-54〕 契約無効請求

・平成 26 年 2 月 27 日 和解成立

<事案の概要>

信用金庫職員（募集人）の不適切な勧誘を理由に、契約の取消しと既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 12 月、定期預金の満期の連絡があり、自宅に訪問してきた信用金庫職員（募集人）から、利息が良い預金と説明され、預金のつもりで、自分の持っているほぼ全額である 1,500 万円を預けたが、同月末にそこから生活費を引き出そうとした際に、保険（一時払終身保険）であること、引き出す（解約）ためには預けた元金から 250 万円が控除されることが初めて分かった。

以下の理由により、不適切な勧誘であったので、本契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい

- (1) 契約時にきちんと説明されていれば、78 歳で多くの病気を抱え、精神疾患のある子供と二人で生活している状況で、このような契約はしていない。
- (2) 自分は漢字の読み書きも十分にできず、言われたとおりに申込書に名前を書いてしまった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本商品が保険商品であることが記載されたパンフレット、設計書、意向確認書にもとづき十分な説明をしており、預金であるという説明は行っていない。
- (2) 契約申込書および意向確認書の記入時に、本商品が預金ではなく保険であること等について募集人らが読み上げて説明し、申立人は、理解した旨の署名をしている。
- (3) 募集人が十分説明を行ったうえで、申立人は「一時払終身保険」と明示された意向確認書、契約申込書に署名しており、錯誤に陥ったことにつき重大な過失がある。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、契約時に同席した子供、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第34条1項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の3点であると判断する。

- (1) 消費者契約法4条1項にもとづく不実告知による取り消し、または詐欺取消（民法96条）
- (2) 民法95条にもとづく錯誤による無効
- (3) 適合性違反を理由とする損害賠償請求

2. 不実告知による取消、または詐欺取消について

- (1) 申立人は、契約時、募集人が、本契約について「利息が良い預金」と虚偽の説明をしたと主張するが、申立人と募集人の供述は異なり、真偽は明らかではない。
- (2) しかし、募集に使用され、申立人に交付されたパンフレットや設計書には、本契約が預金

でないことが明記されており、募集人が記載に明確に反するような説明を口頭で行うとは考えにくく、虚偽の説明をしたとは認められず、不実告知による取消しまたは詐欺取消しは認められない。

3. 錯誤無効について

以下の理由により、申立人には、錯誤に陥ったことについて、重大な過失があったといえるので、無効は認められない。

- (1) 申立人は、当初、一時払保険料額を1,000万円とする契約を勧誘されたが、希望により1,500万円に増額している。このことから、申立人が、本契約を利息の良い預金と誤解した可能性を否定することはできない。
- (2) しかし、仮に、申立人がこのような錯誤に陥ったとしても、保険と預金の違いは理解しており、また、漢字が十分に読めないにしても「保険」の文字は理解できたと認められ、設計書等に記載された「保険」の文字や、募集人らの説明から、本契約は預金ではなく保険であることは容易に知り得たと考える。

4. 適合性原則違反について

(1) 前提事実

- ① 申立人は、小学校卒業後、家政婦などに従事し、その後専業主婦となり、契約時は78歳で、身体障害者1級の認定を受けていた。さらに、漢字の読み書きに不自由があることが認められる。
- ② 申立人の収入は亡夫の遺族年金のみで、同居の精神障害のある子供の収入は、障害年金のみであった。また、金融資産は、預金と現金で約2,000万円であった。
- ③ 申立人は、定期預金などの元本保証のある金融商品しか経験したことはなかった。

(2) 前提事実にもとづく判断

申立人は、金融商品についての知識や理解力が十分とは認められない。また、同居の子供には日常生活を安定的に営む生活能力がないことから、一時払保険料1,500万円は余裕資金からの支出とはいえず、さらに、申立人の投資意向は、貯蓄中心の取引である。

以上から、本契約についての申立人の適合性には疑問があるが、本契約は、その特性に照らすと、特別大きなリスクがあるとか、複雑な商品であるとはいえず、判例上も、適合性の原則に著しく逸脱した違法とは認められない。

5. 和解について

しかしながら、以下の事情を考慮し、本件は和解により解決を図るのが相当と判断する。

- (1) 上記4のとおり、適合性原則との関係で疑問がある。
- (2) また、募集代理店（信用金庫）のルールでは、投資比率（本件では、年収と金融資産合計における一時払い保険料の割合）が50%を超える場合には、所属長の承認を必要としているが、実際の投資比率は70%であるところ48%として契約しており、適合性の確認が著しく不適切であったと認められ、投資比率が50%を下回るように金融資産を逆算した可能性も否定できない。
- (3) 募集代理店の70歳以上の顧客への対応ルールは、家族の同席、または募集人以外の役席者の同席のもと募集手続を行うというものだが、本件では、子供が同席しているものの、精神疾患に罹患していることは、会話や反応から、一般人でも容易に理解できると考えるの

で、子供を同席家族として募集したことは不適切であったと認められる。